

生活保護法等改正案

※被保護者の社会的自立の助長促進及び生活保護の適正化
に関わる部分について具体的な改正案を提案する

趣旨目的

生活保護制度は昭和25年の制度創設以降、抜本的な改革がなされていないため制度疲労を起こしている。

今日の社会情勢に対応した制度とするために、被保護者の社会的自立の助長をより促進し、生活保護の適正化を図ることができるよう、関係法令の改正を行う。

改正項目

1 被保護者の社会的自立の助長をより促進する制度設計

(1)生活保護法の改正

- ボランティア等への参加
- 就労へのインセンティブが働く制度設計

(2)雇用対策法の改正

- 期間を設定した、集中的かつ強力な就労支援制度

2 生活保護の適正化

(1)生活保護法の改正

- 調査先への回答義務
- 不正受給に関する調査権
- 保護の変更、廃止又は停止に伴う返還金の差し引き
- 医療費の一部自己負担
- 第三者行為による損害賠償請求権
- 収入認定すべき公的給付の委任払

1 自立の助長をより一層促進する制度設計

(1)生活保護法の改正

○ボランティア等への参加

(社会活動への参加)

第60条の2 被保護者は、その能力に応じ、社会奉仕活動その他の社会活動に参加するものとする。

2 実施機関は、被保護者の生活の向上のため必要であると認めるときは、被保護者に対し、前項の社会活動への参加に関し、指示又は指導をすることができる。

○就労へのインセンティブが働く制度設計

(自立支援金の支給)

第60条の3 実施機関は、被保護者が雇用対策法第二章の二の規定による措置を受けた場合および前条に規定する社会活動に参加した場合において、当該受けた措置又は社会活動によって得た収入があり、当該収入の全部又は一部に相当する金額の保護費の減額を受けた場合には、当該被保護者が被保護者でなくなり、自立した時において、当該減額した保護の二分の一を限度として厚生労働省令で定める額の自立支援金を支給することができるものとする。

2 前項の自立支援金の支給の方法、支給時期その他自立支援金に関し、必要な事項は厚生労働省令で定める。

※現行法60条の後に新条を追加

(2)雇用対策法の改正

○期間を設定した、集中的かつ強力な就労支援制度

第2章の2

生活保護法による被保護者に対する就労支援に関する特例

(集中的かつ強力な就労支援制度)

第15条の2 国は、生活保護法第6条第1項に規定する被保護者のうち、その能力に応じ職業に就くことが可能なもの(以下「就労可能被保護者」という)に対して、同法第19条第4項に規定する実施機関と連携して、職業指導、職業紹介、職業訓練その他の就労のための措置を講じなければならない。

2 前項の措置は、当該就労可能被保護者の能力に応じ、政令で定めるところにより、厚生労働大臣が定める期間内において行われるものとする。

3 第一項の措置を受ける就労可能被保護者は、当該措置に真摯に参加し、速やかに自立就労ができるよう努めるものとする。

※現行法15条の後に新条を追加

2 生活保護の適正化

(1)生活保護法の改正

○調査先への回答義務

観点:現行法29条には回答義務が明記されておらず、本人同意書を求められることがあるなど権限に限界があり、実施機関の調査権限の強化が必要

(内容)

- ・報告を求められた者への回答義務の設定(明文化することにより、本人同意書も不要。個人情報保護法とも抵触せず、個人情報保護を理由に回答を拒否できない)
- ・正当な理由なく回答を拒否する者への過料を科す
- ・資産及び収入の状況のみならず、必要な事項に関する調査権を設定

(調査の嘱託及び報告の請求)

第29条 保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定又は実施のために必要があるときは、要保護者又はその扶養義務者の資産及び収入の状況等必要な事項につき、官公署に調査を嘱託し、又は銀行、信託会社、要保護者若しくはその扶養義務者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。

2 前項の報告を求められた者は、正当な事由がある場合を除き、速やかに回答しなければならない。

○不正受給に関する調査権

観点:保護を廃止した場合であっても、不正受給の調査に必要な範囲において、実施機関に調査権限を付与することが必要

(内容)

- ・不正受給の調査に必要な範囲において、実施機関は保護の廃止後であっても、資産状況等の調査を行うことができる。

(不正受給に関する調査)

第79条 第29条の規定は、前条の規定による徴収のため、調査をしようとする都道府県又は市町村の長に準用する。

※現行法78条の後に新条を追加

○保護の変更、廃止又は停止に伴う返還金の差し引き

観点: 現行法63条や78条に基づく返還金・徴収金について、あらかじめ保護費から差し引いて支給することで、確実な債権回収を図る

(内容)

- ・最低限度の生活の維持に支障のない限度において、保護費からの差し引き徴収ができる

(返還金の差し引き)

第80条 保護の実施機関は、保護の変更、廃止又は停止に伴い、前渡した保護金品の全部若しくは一部を返還させるべき場合、第63条の規定により保護の実施機関の定める金額を返還しなければならない場合又は第78条の規定により徴収すべき金員がある場合においては、当該被保護者の最低限度の生活の維持に支障のない限度において、その全部または一部を当該被保護者に支給すべき保護金品から差し引いてこれを徴収することができる。

※現行法79条の後に新条を追加

○医療費の一部自己負担

観点: 医療扶助の適正化に向けて診療報酬請求に係る審査や被保護世帯に対する受診指導に重点を置いてきたが、診療行為の実施者としての医療機関に対する指導・監査を行い、是正を求める仕組みと権限の再構築、及び、受診者としての被保護世帯が自らの受診内容等を把握する動機付けや仕組みづくりが必要
自己負担を導入しても、最低生活は保障する仕組みとする

(内容)

- ・政令で定める額を限度として、医療扶助費の一部を被保護者が負担する
- ・政令において、被保護世帯の状況等に応じて段階的に自己負担額を設定する

(医療費の自己負担)

第53条の2 被保護者のうち、その健康状態および生活状態が厚生労働大臣が定める基準に適合するもの(以下「一部負担適合被保護者」という)は、指定医療機関において医療扶助を受ける際、厚生労働省令で定める金額の一部負担金を支払わなければならない。

2 厚生労働大臣は、一部負担適合被保護者について、第8条の基準を定める際においては、一部負担金の負担を考慮しなければならない。

※現行法53条の後に新条を追加

○第三者行為による損害賠償請求権

観点:生活保護法に第三者行為による損害賠償請求権の規定がない

(内容)

- ・交通事故の保険金など第三者の行為によって生じた給付事由について、損害賠償の請求権を実施機関が取得する規定の設置

(損害賠償請求権)

第63条 被保護者が、第三者の行為によって保護を必要とする状態となり、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村は、実施した保護の価額の限度において、当該被保護者が第三者に対して有する損害賠償請求権を取得する。

※現行法63条の後に新条を追加

○収入認定すべき公的給付の委任払

観点:被保護者が収入申告を怠る、虚偽の申請を行う、年金等の遡及分を返還しない等により、返還金・徴収金が多数発生している

(内容)

- ・公的給付については、給付機関から直接実施機関へ委任払にする

(公的年金給付等の代理受領)

第〇〇条 実施機関の長は、保護の実施上必要であると認めるときは、当該被保護者に給付される公的年金等について、被保護者に代わって受領することができる。

※現行法に新条を追加